

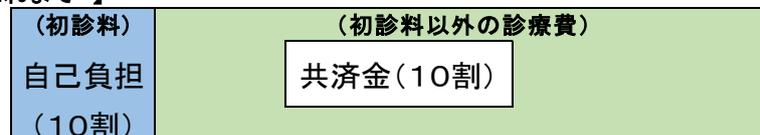
## 家畜共済 診療費の一部負担について

令和2年1月1日から共済掛金期間が始まる疾病傷害共済は、診療費の1割を組合員が負担することになります。

- ・これまで初診時に組合員が頭数に応じて負担していた初診料の負担はなくなります。
- ・新たに初診料が点数化されて技術料と薬価に加算されて診療費が決定します。
- ・診療費の1割を組合員が負担することになります。
- ・令和2年5月1日から加入している組合員に適用されます。

### ○疾病傷害共済のイメージ

【これまで】



【新制度】



【2019年加入分まで適用】

支払共済金＝診療費（初診料を除く）

加入者が負担した実診療費が支払共済金額の限度となります。また、共済掛金期間内において、共済金額までお支払いします。

※病傷事故診断書の内容が病傷給付基準に適合しない場合、支払共済金が減額されることがあります。

【2020年加入分から適用】

支払共済金＝診療費（初診料を含む）×90 / 100

加入者が負担した実診療費の9割が限度です。診療費の1割が自己負担額となります。自己負担額の支払が確認できない場合、共済金が免責される場合があります。また、共済掛金期間内において、共済金額までお支払いします。

※病傷事故診断書の内容が病傷給付基準に適合しない場合、支払共済金が減額されることがあります。